平成２５年（フ）第２４６号
茨城県水戸市姫子１丁目806番地の６　レーヌ姫子Ｂ棟102号、前住所茨城県水戸市酒門町4258番地の24　メゾンコスモスⅡ203号
債務者　羽石　幸恵
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
千葉県袖ケ浦市蔵波1962番地７　スカイマンション205号
債務者　大保　悠介
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第７１号
千葉県君津市北子安４丁目２番27号
債務者　五十嵐由枝
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第３３号
岐阜県可児市広見２丁目30番地　シャトリエヒロミ230―３Ｄ、前住所新潟県南魚沼市八幡101番地１
債務者　武田　義孝
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第９９８号
名古屋市港区小碓４丁目311番地　小碓住宅305号
債務者　渡邉安奈こと渡邉オカンポテレシータこと　ＷＡＴＡＮＡＢＥ　ＴＥＲＥＳＩＴＡ　ＯＣＡＭＰＯ
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１２５号
愛知県あま市森４丁目１番地２　サンビーム甚目寺301号
債務者　柳　　栄子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４３号
兵庫県姫路市別所町北宿1408番地ライブコート101
債務者　高山佐恵美（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２７７号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北１丁目86番地ビスタハウス303号
債務者　吉岡なつみ（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８３号
兵庫県姫路市飾磨区構４丁目31番地ソシアかまえ102号
債務者　金田秀男こと　趙　　亨來
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８７号
兵庫県加古川市別府町東町27番地　サングリーン別府202号
債務者　上野　　円
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３５号
奈良県大和郡山市筒井町463番地の１ふぁみ～ゆ筒井507号室、住民票上の住所奈良県大和郡山市城の台町２番地５
債務者　渥美千恵子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２０５号
奈良市三条栄町４番７―203号
債務者　矢澤　健良
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２１４号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1134番地９
債務者　髙木　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６７号
岡山県津山市一方285番地　佐良山団地３―102
債務者　野口　常子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３９８号
福岡県中間市大根土８番301号
債務者　渕野　俊夫
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３９９号
福岡県中間市大根土８番301号
債務者　渕野じゆん子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部